

山梨県介護支援専門員協会会長 殿

山梨県子育て支援局子ども福祉課長
(公 印 省 略)

18 歳以上のヤングケアラーに関するアンケートのご協力について（依頼）

日頃より本県のヤングケアラー支援の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、全国に先駆け、ヤングケアラー（「本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行うことで、子ども自身の権利が守られていない子ども」と定義）とその家族への支援の方向性を具現化し、着実に支援を広げていくため、令和 4 年 12 月に「山梨県ヤングケアラー支援計画（以下「支援計画」という。）」を策定し、計画に基づく各種支援策を進めているところです。

<支援計画の策定について>

<https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/yc/plan.html>

令和 6 年 6 月、子ども・若者育成支援推進法の改正により、国ではヤングケアラーを子ども期（18 歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から、おおむね 30 歳から 40 歳未満も支援対象とする方針を示しており、本県でも今年度に改定する支援計画に、18 歳以上のヤングケアラー（以下「若者ケアラー」という。）への支援策を追記する予定です。

若者ケアラーへの支援策については、その現況や課題等を踏まえた検討が必要であることから、今回、若者ケアラーとの接触や支援等が見込まれる県内の相談支援機関等へアンケート調査を実施します。

ご多忙中の折、大変恐縮ではございますが、貴団体と関わりのある居宅介護支援事業所等へ当アンケートをご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

1 内容

- ・ 下記の URL より、アンケートフォームにアクセスし、回答をお願いします。

<https://forms.office.com/r/vjkVstnRqJ>

- ・ 回答期限 令和 6 年 12 月 6 日（金）

2 その他

- ・ 過去に若者ケアラーの把握・支援等を行った事例があった場合のみお答えください。
- ・ アンケート上のヤングケアラーの定義は、子ども・若者育成支援推進法に基づき、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」となります。
- ・ 改定後の支援計画には、アンケートの集計結果を掲載しますが、相談支援機関名等を特定する情報は掲載いたしません。

山梨県子育て支援局子ども福祉課 家庭福祉担当 西巻・齊川
〒400-8501 甲府市丸の内 1 丁目 6 番 1 号 電話 055-223-1459
E-mail: saikawa-ahwc@pref.yamanashi.lg.jp